

うきは市農業委員会第33回総会議事録

[開催日時] 令和2年11月10日(火)午後1時30分から

[開催場所] るり色ふるさと館

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
議案第3号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について
議案第5号 非農地判断について
議案第6号 農地法第4条の規定による計画変更申請について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第2号 土地改良届について
報告第3号 農地証明願について

(出席委員)

会長	16番	佐々木	芳幸		
会長職務代理人	15番	中村	稔		
委員	1番	赤司	正光	9番	堀江 清成
	2番	山下	保則	10番	竹石 正芳
	3番	吉瀬	正毅	11番	樋口 美智子
	4番	石井	好人	12番	堀江 裕一郎
	6番	佐藤	景一	13番	樋口 健次
	7番	尾花	里美	14番	佐藤 春義
	8番	梶村	輝明		

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第33回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は12番委員と13番委員です。よろしく申し上げます。

議長 次に議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

9番 申請地は妹川の持木地区です。現在、栗が植わっており、しっかりと管理もなされているので問題ないかと思えます。譲渡人からの要望により今回の申請に至ったとの事です。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第1-2・3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2・3上程)

事務局 (議案1-2・3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

7番 この案件は農地の交換という事で、お互いの自宅に近くなるように交換するという事です。特に問題ないと思えますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

7番 交換の場合でも三年三作は適応されるのですか？

事務局 どのような場合でも農地を取得した場合は三年三作が適応されます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2・3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第1-4・5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-4・5上程)

事務局 (議案1-4・5説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1番 こちらの案件は青年就農給付金の受給条件に伴う祖母と母からの贈与による所

有権移転になります。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく
お願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1 - 4 ・ 5 に賛成の方は挙手を求
めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第 1 - 6 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1 - 6 上程)

事務局 (議案 1 - 6 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

11 番 申請地はきちんと管理されており、手放すのがもったいないくらいの農地です
が、譲渡人が手が回らないという事で今回の申請に至っております。しかし、
当分の間は譲渡人のお母さんも一緒に農作業を行うという事でした。皆様のご
審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1 2 番 譲渡人と譲受人は親族関係ですか？

事務局 いいえ、親族ではありません。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1 - 6 に賛成の方は挙手を求めま
す。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 1 - 7 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1 - 7 上程)

事務局 (議案 1 - 7 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4 番 こちらの案件は以前、流動化の申し出がでていた所で、話がまとまり売買とい
う事になったそうです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく
お願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1 - 7 に賛成の方は挙手を求めま
す。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第 1 - 8 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1 - 8 上程)

事務局 (議案 1 - 8 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6 番 申請地は小塩と日田の県境になります。申請地は現在荒れておりますが、譲受

人はきちんと管理されている方ですので問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 譲受人の土地利用状況はどうですか？

6番 申請地の隣地で栗、柑橘類を栽培されております。きちんと管理していますので問題ないと思ひます

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-8に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案1-9を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-9上程)

事務局

(議案1-9説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 申請地は既に譲受人が耕作しており、今回正式に譲受るようになったとの事です。特に問題ないと思ひますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-9に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案1-10・11を議題とします。こちらの案件は譲受人が同一の為、一括して審議いたします。事務局説明をお願いします。

(議案1-10・11上程)

事務局

(議案1-10・11説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10番 昨年からは農事相談があつてた案件です。申請地には大きな木が立っていたり、荒廃しておりましたが、きれいに整地をして農地として利用できるように状態に戻つております。両譲渡人は今後、営農する意思がないことから、譲受人にお願ひし、管理していただくようになったそうです。特に問題ないと思ひますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-10・11に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案1-12を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-12上程)

事務局 (議案 1-12 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

13 番 先日、推進委員と現地を確認しました。譲受人は現在も申請地を借りて耕作しており譲受人は市外の方ですが、週 4 で通作しており、きちんと管理される方ですので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

14 番 下限面積はクリアできますか？

事務局 クリアできておりますので問題ございません。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1-12 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案 1-13 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1-13 上程)

事務局 (議案 1-13 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

13 番 先ほどの議案 1-12 の隣接地になります。譲渡人にこの農地の耕作の意思がないため、隣接地を耕作している譲受人が取得し管理していくとの事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1-13 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 1-14 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1-14 上程)

事務局 (議案 1-14 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

9 番 先ほどの説明の通りです。譲渡人の持っている土地を全て譲受人へ譲るという事でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番 管理はしていけるのですか？

局長 他の農地を守るため、山間部の山林化はやむなしと考えております。しかし、三年三作は守っていただきます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1-14 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 次に議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案2号1・2・3・4上程）

事務局 （議案2号1・2・3・4説明・朗読）

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4番 議案2・3は隣同士ですが、なぜこんなに値段が違うのですか？

事務局 金額の詳細につきましては、申請者同士で決めてから申請されますので、分かりません。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1・2・3・4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長の方に報告します。

議長 引き続き議案第3号 うきは市農業振興計画の変更及び農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。説明をお願いします。

（議案第3号上程）

農政係 （議案第3号説明・朗読）

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 改植をするだけの為に農振の編入をするメリットはなんですか？また、隣地承諾は得ていますか？

農政係 改植で補助金を受け取るには農振地である事が条件になっているためです。転用に伴う農振除外の際には隣地承諾を得ております。

議長 他に質問のある方はいませんか？

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長の方に報告します。

議長 引き続き議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）についてを議題とします。説明をお願いします。

（議案第4号上程）

農政係 （議案第4号説明・朗読）

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長の方に報告します。

議長 引き続き議案第5号 非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案第5号上程）

事務局 （議案第5号説明・朗読）

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

9 番 30年以上放置され、山林化しております。やむをえないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 続きまして議案第6号 農地法第4条事業計画変更についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

事務局 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14 番 管理はきちんとされており、問題ないと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番 営農型の報告状況は？

事務局 報告はきちんと受けております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で計画変更を許可相当とし、県の方に進達します。

議長 それでは報告に移ります。事務局説明をお願いします。

(報告1・2・3説明・朗読)